

## 抵当権等抹消登記に必要な書類の再交付のご案内

日本政策金融公庫 農林水産事業(旧農林漁業金融公庫)とのお取引の完済後、抵当権及び質権の抹消登記に必要な書類の再交付についてご案内します。

再交付を希望される方は、次項の1「抵当権等抹消書類の再交付依頼書」(依頼書)に、2の書類を添付して、末尾記載の送付先に郵送してください。

書類到着後、3週間程度で依頼者(又は代理人司法書士)に抹消書類を送付します。

※**抵当権抹消手続きにおいて、書類送付先のお間違いが頻繁に発生しています。**

お間違いの無いよう、書類を**準備いただく前に必ず以下のチェックリストをご確認ください。**

### 【申請前チェックリスト】

お取引の完済後、抵当権抹消を希望する不動産等の登記簿謄本(抵当権者又は取扱店の表示)により、以下の事項を確認して下さい。

- ① 日本政策金融公庫(農林水産事業とのお取引に限ります。)または農林漁業金融公庫の表示がある場合
- ② ①の下に、公庫支店の表示がある場合  
⇒当窓口で対応します(次項にお進みください)。
  
- 日本政策金融公庫または農林漁業金融公庫の下に【取扱店】金融機関(銀行、農協、信用金庫等)の表示がある場合  
⇒金融機関にご相談ください。
  
- 国民生活金融公庫・国民金融公庫・環境衛生金融公庫の表示がある場合  
⇒当公庫支店国民生活事業にお問い合わせください。
  
- 中小企業金融公庫の記載がある場合  
⇒当公庫支店中小企業事業にお問い合わせください。
  
- 住宅金融公庫、年金福祉事業団等、その他の表示がある場合  
⇒当公庫の抵当権ではありません。該当する金融機関にご相談ください。
  
- ご依頼内容が**根抵当権抹消又は再発行以外(未完済等)の抵当権抹消**  
⇒お取引のある当公庫支店の農林水産事業にご相談ください。

## 1 「抵当権等抹消書類の再交付依頼書」(依頼書)

様式は[日本政策金融公庫の Web サイト](#)から入手できます。

HOME > オンラインサービス > 書式ダウンロード > 農林水産事業の方【農林水産事業】  
> 抵当権等抹消に必要な書類の再交付手続き

## 2 添付書類

添付書類は次のとおりです。

依頼者	添付書類
登記上の債務者(本人)	①、②
登記上の債務者の相続人(合併会社)	①、②、③
担保提供者(登記上の物件所有者)	①、②
担保提供者(登記上の物件所有者)の相続人(合併会社)	①、②、③

### ① 登記事項証明書(土地・建物) (依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

※抹消をご希望される抵当権等について、債務者が記載されていない場合は、併せて閉鎖謄本をご提出ください。

〔注意事項〕

- ・法務局又は登記情報提供サービスから入手することができます。登記情報提供サービスから入手した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。  
ただし、登記事項要約書は認められません。
- ・抹消登記する抵当権(質権)設定の受付年月日、受付番号ごとに1通をご準備ください。
- ・同じ受付年月日、受付番号で複数の物件がある場合は、うち1物件分の書類を共同担保目録付でご準備ください。

### ② 本人確認書類の写し

**依頼者が個人の場合**

氏名、現住所及び生年月日が公的に確認できる書類

※有効期限があるものは、その期限内のものに限ります。

(例)運転免許証(裏面の記載がある場合は裏面も含む)

マイナンバーカード(表面のみ)

住民票(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

印鑑登録証明書(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

**依頼者が法人の場合**

名称、所在地が公的に確認できる書類

※商号変更がある場合は、同一法人と確認できる書類をご準備ください。

(例)登記事項証明書(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

印鑑登録証明書(依頼日の前3か月以内に発行されたもの)

### ③ 相続(合併)が確認できる書類の写し

#### 依頼者が個人の場合

依頼者が債務者、担保提供者の相続人の一人であることが確認できる書類の写し  
(例)法定相続情報一覧図、戸籍全部事項証明書等

#### 依頼者が法人の場合

合併前後の関係が確認できる書類の写し  
(例)履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等

#### 【注意事項】

- ※ 抵当権等抹消登記に際して、抵当権者等を農林漁業金融公庫から日本政策金融公庫へ変更(移転登記)する必要がある場合は、抹消登記を急ぐ場合を除き、当公庫が移転登記したうえで抹消書類を交付します。
- ※ 取引状況によっては抹消書類を交付できないことがあります(お預かりした書類は依頼者または代理人司法書士にご返送します)。
- ※ 抹消手続きに要する費用は、お客様のご負担となります。

#### 〔書類の送付先、お問い合わせ先〕

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部 事務集中室 事務推進第二グループ

電話番号 03-3270-2744 (農林水産事業専用)

受付時間：平日9:00～17:00 (土・日祝日、12月31日～1月3日を除く)